

平成21年(行コ)第261号

控訴人 齋田友雄 外17名

被控訴人 群馬県知事 外1名

東京高等裁判所 民事第11部 御中

2013年9月2日

控訴人ら代理人弁護士 嶋田久夫

弁論要旨(利水)

1 水需給計画の欠如

群馬県は、平成12年3月に策定した「21世紀プラン」において水需給の予測を行って以後、人口の減少や生活スタイルの変化などを踏まえた新たな水需給の予測をまったく行っていない。にもかかわらず、ハッ場ダム建設による水の供給が必要として、ハッ場ダム建設に参加している。

ハッ場ダム建設は、群馬県民に多額の負担を背負わせるものであり、ダム建設に参加するか否かの判断は、正確度の高い水需給予測を行い合理的な水需給計画を策定しなければならないところ、群馬県は他の都県が行っているこの行動さえも取っていないのである。そのような群馬県の行動のどこに合理性があるというのか。群馬県は、ダム建設への参加を裏付ける根拠を持たずハッ場ダム建設事業に参加しているのである。

特に、他の自治体と同様に負債を抱え、財政が逼迫している群馬県の財政事情を考慮すれば、巨額の負担をする必要性について、その基礎事実をきちんと精査すべきであるし、また、必要性があるとしても、より少ない費用で同程度の効果を得られる代替手段検討もしなければならないのに、群馬県はこれらの行政判断をまったく行っていない。

2 水需要の明らかな減少

群馬県がハッ場ダム建設事業に参加するか否かの判断に当たって、重要なのは、今後の水需要の見通しである。

そして、この点についてみれば、群馬県における水需要は明らかに減少しており、今後ますますその傾向は強まるというのが客観的事実である。この点については、これまでもいくつもの資料を提出して主張してきたところであるが、平成9（1997）年度以降において群馬県上水道の一日最大給水量は明らかに減少傾向を示しており、今後においても既に始まっている県民人口の減少や節水機器のさらなる普及等によって、減少して行くことは誰の目から見ても間違いないところである。

湧水による水不足の心配についても、過去取り上げられた湧水時においても近時の状況においても、日常生活にはほとんど影響がなかったし、八ッ場ダムが建設されていない現状でもその影響は極めて小さなものであった。

3 十分な水源の存在

群馬県における4つの県営水道全体における水需要は平成9（1997）年以降減少の一途をたどっており、群馬県東部における東毛工業用水の需要も増加傾向にはなく、将来においても水源が十分に確保されている状態が維持されてゆく。

利水面で八ッ場ダム建設の理由とされている非灌漑期（冬期）の広桃用水転用水利権についても見ても、現実には冬季の非灌漑期においても、八ッ場ダムが未建設の現状においても取水を必要とする状況にはおかれていないし、群馬県に存在する県央第一水道を始めとする4つの県営水道の間で水源の振り替えを行うことができるから、水需要を充足することはできる。

また、群馬県は地盤沈下対策として、地下水の代替水源に利用するため八ッ場ダムが必要であると主張しているが、実際には群馬県の計画でも水道用地下水の利用は現状を維持することにしているのであるから、それ以上に地下水の代替水源を確保する必要性は存在していない。

4 八ッ場ダムは、利水上の観点から不必要

以上、群馬県は八ッ場ダム建設の必要性を裏付ける水需給計画さえ策定しておらず、また、群馬県の水需要は減少の一途をたどっており、その需要に対応する十分な水源を有しているのであるから、利水上の観点から八ッ場ダムを建設する群馬県がこれに参加する必要性はないので、群馬県の建設費負担金の支出は違法というべきである。

以 上